

無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領の改正について

令和 3 年 2 月
国土交通省航空局安全部
運 航 安 全 課

1. 概要

無人航空機を飛行させる場合、航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。）第 132 条第 2 項第 2 号の規定による飛行の禁止空域における飛行については国土交通大臣の許可、法第 132 条の 2 第 2 項第 2 号の規定による同条第 5 号から第 10 号までに定められた飛行の方法によらない飛行については国土交通大臣の承認が必要とされている。

国土交通省航空局では、当該許可及び承認に係る具体的な審査基準として「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」（平成 27 年 11 月 17 日 国空航第 684 号、国空機第 923 号。以下「審査要領」という。）を定め、その中で無人航空機の機能及び性能並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力等の要件を規定している。

近年、無人航空機の利活用が進んでいるところ、インフラ点検における 150m 以上の上空からの撮影及び山間部での物資輸送における物件投下といった活用シーンにおいて、ドローンの利活用をさらに進めていくための観点から要望があった。これを踏まえ、航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号。以下「規則」という。）第 236 条で規定された空域において、高構造物の点検のために飛行するものであって高構造物周辺に限定するなどした目視外飛行や立入管理区画の設定等を行い低高度からの物件投下を伴う飛行の場合には、補助者の配置が不要であることを明確化するため、審査要領について所要の改正を行う。

2. 改正内容

（1）規則第 236 条で規定された空域における目視外飛行について、一時的に 150m を超える山間部の谷間における飛行や、高構造物の点検のために飛行するものであって高構造物周辺に限定した飛行など、有人機との衝突リスクが比較的低い空域等を選定した上で必要な安全対策を講じている場合には、補助者の配置を不要とする旨を追記する。

（2）物件投下を伴う飛行について、原則 1 m を超えない低高度からの投下であって、立入管理区画の設定等により物件投下地点の周辺に第三者が立ち入らない対策が取られている場合には、補助者の配置を不要とする旨を追記する。

（3）その他所要の改正

3. 予定

公布・施行：令和 3 年 3 月下旬頃